

「令和３年度就職氷河期世代転職・再就職等職場体験実施業務委託」ご質問への回答

NO	質問箇所	質問	回答
【仕様書に関する事項】			
1	4 業務委託_(2)「職場見学・体験」実施・運営等業務一式_ア概要_(エ)採用促進業務	受入れ準備金、採用奨励金の支払いは受託会社が行うと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
2	同上	採用奨励金を支払うための採用結果に関して、企業や求職者から提出を求める書面等はあるか。	採用結果の確認書面としては、原則、雇用契約書の写しとします。（本事業に参加する企業及び参加者へは、事前に説明及び同意を取ることを想定しております） なお、委託期間終了間近のため等、雇用契約書の写しの提出が困難な場合に限り、別途様式を作成し、採用証明書を使用することとします。